

○福島町議会議員研修条例

平成20年3月18日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、福島町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第3条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は、別表のとおりとする。

(研修の実施計画)

第4条 研修の実施計画は、毎年度当初に議長が議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)に諮って作成する。

2 議長会・議員会等の研修計画も参考にして作成する。

(研修の義務)

第5条 議員は、前条の研修に参加するよう努めなければならない。

(講師等)

第6条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度委嘱する。

(研修報告)

第7条 研修に参加した議員は、その成果を文書で報告するよう努めなければならない。

2 議長は、報告書(別記第1号様式)を公開しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
新議員研修	新議員	新任議員として必要な基礎知識を習得する研修	・新任議員研修会(福島町議会事務局)
議員一般研修	議長・副議長 全議員	北海道町村議会議長会等が主催する研修会や勉強会	・議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・議員研修会(北海道町村議会議長会、渡島管内町村議会議長会、渡島西部四町議会議員連絡協議会) ・議員勉強会
役職研修	新任役職議員	新任の議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	・新任議長、副議長、委員長研修会(福島町議会事務局)
委員会所管研修	全議員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	
視察研修	議長・副議長 全議員	行政、議会運営などの先進地を視察する研修	・渡島管内町村議会議長行政視察 ・行政視察(渡島西部四町議会議員連

			絡協議会、議員会) ・政務調査費による 視察
その他の研修	希望議員	グループ又は個人が 特別に実施する研修	・政務調査による研 修

別記第1号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

福島町議会議長 様

福島町議会議員 ㊟

研 修 成 果 報 告 書

福島町議会議員の研修に関する条例第7条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成 果(具体的に)

別記第 1 号様式(第7条関係)